

西予市通学路安全対策プログラム (令和6年度)

西予市教育委員会

1 目 的

平成 27 年度に本プログラムが実施され、県より通学路安全アドバイザーの派遣をいただいたことにより、通学路の安全確保が例年以上に効果を挙げました。通学路の安全の確保に向けて、関係機関が連携し、着実かつ効果的な取組の推進が行えるように、今年度も、本プログラムを継続し、改善の継続と新たに認識された危険箇所について、随時点検や協議を行っていきます。

2 推進体制

(1) 基本的な考え方

関係機関の連携の充実により、通学路の危険箇所について効果的な取組を実施し、児童・生徒の安全確保を図ります。

(2) 通学路安全推進担当者連絡会議について

市内の通学路の危険箇所の点検と対応について、関係機関が連携して取り組むための協議を行い、本プログラム推進の重点として位置づけます。

関係機関として、通学路の安全確保において関わりの深い道路管理者、警察署、学校及び教育委員会関係者によって本会議を組織します。

【会議の構成メンバー】

大洲河川国道事務所	西予土木事務所	西予警察署	交通安全協会
西予市建設課	西予市教育委員会	(関係学校関係者)	

3 具体的な取組の内容

- (1) 各学校における通学路点検の実施
- (2) 通学路安全推進担当者連絡会議の実施
- (3) 合同点検の実施、対策必要箇所への対策の協議及び実施
- (4) 交通安全意識向上への取組

4 推進の実際

(1) 各学校における通学路点検（事前の点検）

学校が主体となり、P T Aや地域との連携のもと、毎年定期（原則として年度始め）に通学路の点検を行います。

この点検において、対策が必要な箇所があった場合、教育委員会学校教育課に報告します。

(2) 通学路安全対策推進モデル地域研究事業の取組共有

令和 5 年度通学路安全対策推進モデル地域研究事業の拠点校として研究推進を行った西予市立城川小学校の取組を市内で共有し、各校の実践に生かします。

(3) 通学路安全推進担当者連絡会議の実施

年間 2 回開催します。

① 第1回（6月）

【協議事項】

- ・ 前年度に実施した危険箇所への対応状況、対策効果の検証
- ・ 今年度の活動について
- ・ 学校からの報告をもとに、今年度の合同点検実施についての検討 等

② 第2回（1月）

【協議事項】

- ・ 対策実施状況確認、対策効果の検証
- ・ 今年度の反省と来年度の活動について 等

（4）合同点検の実施

第1回通学路安全推進担当者連絡会議での検討をもとに実施します。

① 時 期 7～8月

② 実施者 大洲河川国道事務所、西予土木事務所、西予市建設課、西予警察署、
西予市教育委員会、学校、PTA、地域住民 等の関係者で

実施終了後に、各機関において危険箇所への対応策を検討し、その検討結果をもとに協議を行い、連携して対策を進めます。

（5）交通安全意識向上への取組

通学路安全推進担当者連絡会議や合同点検への取組の中で、交通安全への意識向上や意識啓発への具体策について協議します。

また、ハード面での対応だけでなく、児童・生徒に対する安全指導やドライバーに対するマナー向上についても協議を行います。

5 推進の流れ

～5月	各学校での通学路点検 点検必要箇所の報告	
6月	第1回通学路安全推進担当者連絡会議	Plan
7, 8月	合同点検 各機関において対策検討	
9月	点検箇所の対策に関する検討会 対策の実施（各機関）	Do
1月	第2回通学路安全推進担当者連絡会議 実施した対策をまとめ各校へ連絡	Check/Action